回答　文責：（株）エヌ・アイ・エム　本田孝也

2023.9.1

Slide1

17 : 320581

PZF100A001　「２０適）特定疾患処方管理加算２の適応」

はコーディング方式の独自ルールです。

21　内用薬を対象として特定疾患処方管理加算２の適応についてチェックします。

テリルジー２００エリプタ３０吸入用などの外用薬や、ザファテック錠、マリゼブ錠などの週１回投与の経口糖尿病薬はチェックの対象外としています。

よって、17 : 320581のような現象が起きます。

このような場合は、「適応症修正」画面の「この患者だけ適応外□」にチェックを入れます。

これで、次月よりは合格判定するようになります。

プログラム的には喘息、COPDの吸入薬や週一の経口糖尿病薬をチェック対象に加えることはできるのですが、そのためにはチェック対象の薬剤を指定する必要があります。

一度設定するだけでなく、年に20回近く行われる医薬品マスターの更新のたびに対象薬剤の確認をする必要があります。その確認ができるのは現在私だけなので、私が万一業務継続できなくなった場合には困ることになります。

これは、このルールだけではなく、他のルールにも言えることです。

よって、PZF100A001　「２０適）特定疾患処方管理加算２の適応」は現在の方式をとっています。

将来的にニチイ学館がそういったメインテナンスをできるようになれば、チェック対象に喘息、COPDの吸入薬や週一の経口糖尿病薬を加えてもよいと思います。

Slide2

18,19 : 250303

PZF100A001　「２０適）特定疾患処方管理加算２の適応」は、特定疾患処方管理加算２が算定された日に処方された内用薬について、特処対象病名の有無、特処対象の医薬品が28日以上処方されているかどうかを判定します。

250303は特処２が算定された8月18日に処方された内用薬がないので、不合格判定されました。

Slide2

20 : 341769

CCD1214Y01　「キシロカインゼリーの対象外算定」

は2022年10月22日に支払基金が公開したルールによります。

チェック内容：浣腸液又は坐剤とキシロカインゼリーが同時に算定された場合にチェックを実施。

チェック根拠：審査情報提供事例等

単なる浣腸又は坐薬挿入時のキシロカインゼリー２％の使用は、原則として認めないとされています。